

平成29年度

行政監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第127号  
平成30年3月26日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 小 森 唯 永 様  
帯広市教育委員会教育長 嶋 崎 隆 則 様

帯広市監査委員 林 伸 英  
帯広市監査委員 秋 田 勝 利  
帯広市監査委員 鈴 木 仁 志

行政監査報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成29年度に実施した行政監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

第 1	監査の項目	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象及び方法	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査対象事務の概要	2
第 7	監査の結果	4
第 8	監査結果に関する意見	10
(資料)		
	施設別の減免基準	11

# 行政監査報告書

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり行政監査を実施した。

## 第 1 監査の項目

公の施設における使用料の減免について

## 第 2 監査の目的

公の施設の使用料は、その使用の対価として使用者に負担を求めるもので、使用料の免除又は減額（以下「減免」という。）は、特例措置として条例等で規定された場合に行われており、一定の基準の下で、公平、公正に取り扱う必要がある。

使用料の減免の取扱いが適正に行われているかなどを検証することにより、今後の適正な減免事務の執行に資することを目的とした。

## 第 3 監査の対象及び方法

### 1 対象

公の施設の使用料について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに行われた減免措置

### 2 方法

対象となる部局に調書及び関係資料の提出を求め、これらの書類の審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第 4 監査の着眼点

- 1 使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。
- 2 使用料の減免の事務手続は適正に行われているか。
- 3 使用料の減免額の算定に誤りはないか。
- 4 委託契約は適正に行われているか、また、委託先に対する必要な検査を行っているか。  
(地方自治法施行令第 158 条第 1 項に基づく私人への徴収又は収納委託を行っている場合)

## 第 5 監査の期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 3 月 23 日まで

## 第6 監査対象事務の概要

### 1 監査対象使用料の概要について

公の施設における使用料については、地方自治法第225条及び第228条第1項で、条例を定めて徴収することができる」と規定されている。

各施設の条例において、使用料を減免することができる旨を規定している施設は、表1のとおりである。

表1 条例に使用料の減免規定がある施設

施設名	担当部課名
森の交流館・十勝	市民活動部 親善交流課
帯広市帯広火葬場	市民環境部 戸籍住民課
帯広市墓地（注1）	
帯広市グリーンプラザ	保健福祉部 社会課
帯広市生活館	
帯広市保健福祉センター	保健福祉部 健康推進課
帯広市大正健康増進センターほか1施設（注2）	
帯広市児童会館	こども未来部 児童会館
帯広市駅北多目的広場	商工観光部 商業まちづくり課
帯広市愛国ふれあい広場ほか2施設（注3）	商工観光部 観光課
帯広市八千代公共育成牧場	農政部 農政課
帯広市都市公園（注4）	都市建設部 みどりの課
学校開放事業施設（注5）	生涯学習部 スポーツ振興室
おびひろグリーンステージ	生涯学習部 文化課
帯広市民ギャラリー	
帯広百年記念館	生涯学習部 百年記念館
帯広市動物園	生涯学習部 動物園

（注1）帯広市墓地とは、帯広市墓地条例第2条に規定する墓地をいう。

（注2）ほか1施設は、川西健康増進センターである。

（注3）ほか2施設は、大正ふれあい広場及び幸福ふれあい広場である。

（注4）帯広市都市公園とは、帯広市都市公園条例第2条（別表1）に規定する都市公園をいう。

（注5）学校開放事業施設とは、帯広市学校開放事業の管理運営に関する規則第6条（別表1）

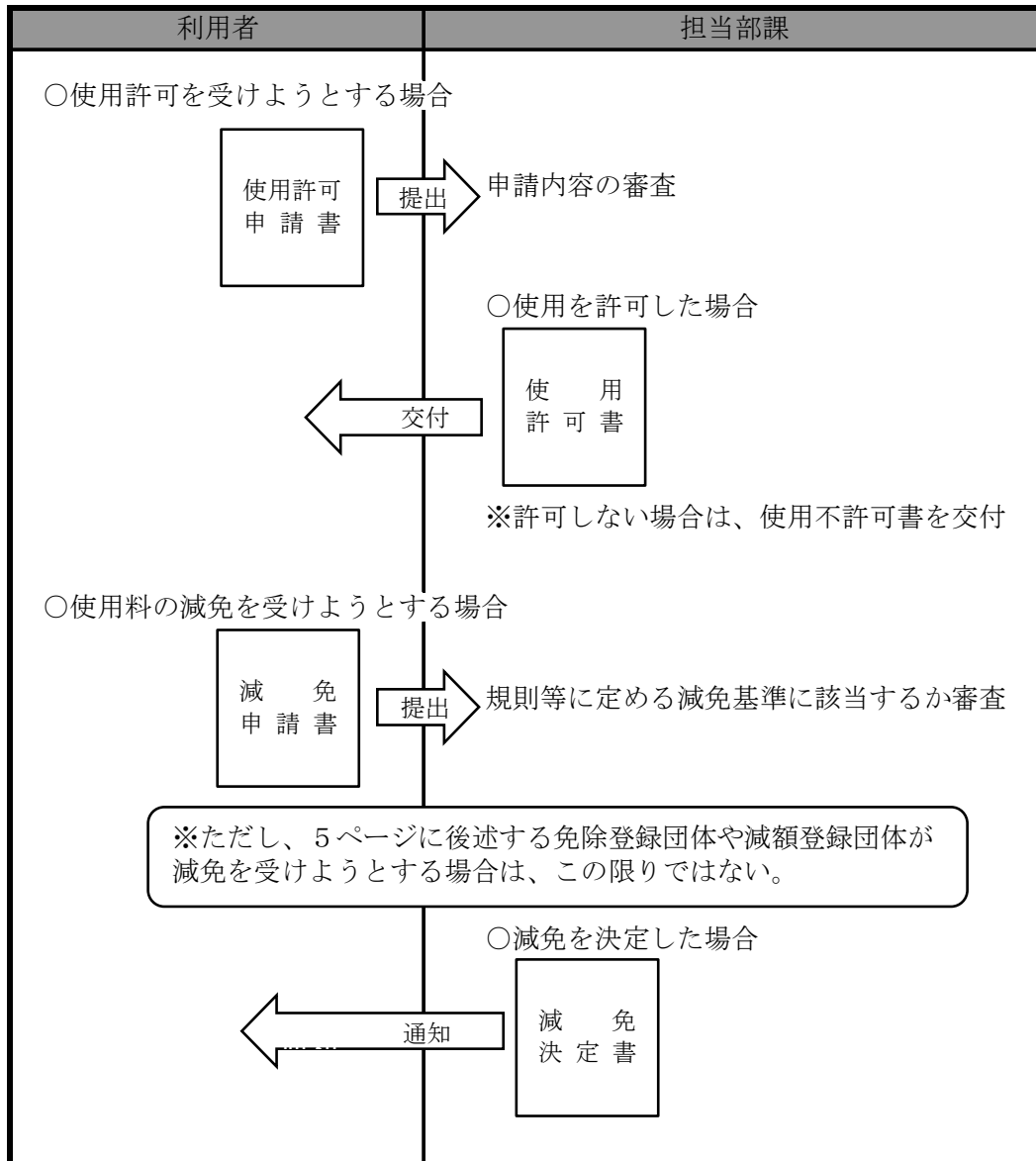
に規定する開放学校をいう。

## 2 使用許可及び減免手続について

各施設において使用許可を受けようとする場合や使用料の減免を受けようとする場合の手続については、規則等で規定されている。

使用及び減免に関する手続の標準的な流れは、表2のとおりである。

表2 使用許可及び減免手続（標準的な例）



## 第7 監査の結果

平成29年4月1日から9月30日までに行われた減免措置968件のうち、50件を抽出して監査を行った結果、おおむね適正に事務処理が行われていたが、一部に改善又は検討を要する事項があった。

なお、着眼点の項目毎の結果は以下のとおりである。

### 1 使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。

使用料減免に関する条例、規則が整備されているか、具体的な基準等が定められているかについて監査を行った。

使用料の減免を行うためには、条例において減免することができる旨を規定する必要がある。

各施設における使用料減免に関する根拠規定の整備状況は、表3のとおりである。

表3 減免に関する根拠規定の整備状況

施設名	減免根拠規定 (条例)	減免基準 (規則、要綱等)
森の交流館・十勝	○	○
帯広市帯広火葬場	○	○
帯広市墓地	○	×
帯広市グリーンプラザ	○	○
帯広市生活館	○	○
帯広市保健福祉センター	○	○
帯広市大正健康増進センターほか1施設	○	○
帯広市児童会館	○	○
帯広市駅北多目的広場	○	○
帯広市愛国ふれあい広場ほか2施設	○	○
帯広市八千代公共育成牧場	○	×
帯広市都市公園	○	○
学校開放事業施設	○	○
おびひろグリーンステージ	○	○
帯広市民ギャラリー	○	○
帯広百年記念館	○	○
帯広市動物園	○	○

減免することができる旨の規定については、全17施設の条例で整備されていたが、減免基準を規則等で定めているのは15施設であり、2施設では定められていなかった。



## 【監査結果 1】

使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているかについて監査を行った結果、おおむね適正に整備されていたが、以下のとおり改善を要する事項があった。

### (1) 規則等で具体的な減免基準が定められていないもの

ア 帯広市墓地及び帯広市八千代公共育成牧場においては、使用料の減免事例はなかったが、減免根拠規定を条例で定めるのみで、具体的な減免基準が規則等で整備されていなかった。

## 2 使用料の減免の事務手続は適正に行われているか。

使用者からの申請に基づき、内容を審査のうえ減免手続を行っているか、免除登録団体及び減額登録団体（以下「減免登録団体」という。）の登録は、規則に基づき適正に行われているか、登録団体名の公示を行っているか、使用料の減免の取扱いは公平に行われているかについて監査を行った。

使用料の減免を受けようとする場合は、申請者は減免申請書を提出し、申請内容が規則等に定める減免基準に該当するか否かについて審査を行い、申請者に対して減免決定書等により通知を行うものとされている。（3 ページ表 2 参照）

なお、一部の施設では、規則で減免登録団体が利用する場合に減免することができるように定めている。

減免を受けようとする場合、通常は減免申請書の提出が必要であるが、減免登録団体が減免を受けようとする場合はこの限りでないと規定しており、申請手続が簡素化されている。

このため、登録にあたり規則では要件を定めており、決定した場合には登録団体名を公示することとされている。

監査対象期間における減免措置 968 件の施設別件数及び抽出により監査した減免措置 50 件の理由別内訳は、表 4 のとおりである。

表 4 減免理由別内訳

(単位：件)

施設名	減免件数	うち抽出件数	減免理由別内訳(抽出分)										
			市が主催又は委託	市が共催	市内の保育所、小中学校等	管内の保育所、小中学校等	市内の高等学校(南商以外)	中心市街地活性化寄与行事等	都市農村交流の地域行事等	特に認めた場合	免除登録団体	減額登録団体	
森の交流館・十勝	29	4	1		1							1	1
帯広市帯広火葬場	0	0											
帯広市墓地	0	0											
帯広市グリーンプラザ	0	0											
帯広市生活館	0	0											
帯広市保健福祉センター	20	6	1	5									
帯広市大正健康増進センター ほか1施設	0	0											
帯広市児童会館	167	4	1		1	1						1	
帯広市駅北多目的広場	13	5	2						3				
帯広市愛国ふれあい広場 ほか2施設	3	3								3			
帯広市八千代公共育成牧場	0	0											
帯広市都市公園	162	3										3	
学校開放事業施設	0	0											
おびひろグリーンステージ	2	2			1								1
帯広市民ギャラリー	12	6		6									
帯広百年記念館	250	9	1		1						5		2
帯広市動物園	310	8		1	1	2	1					3	
合 計	968	50	6	12	4	4	1	3	3	3	8	5	4

(注) 原則として、使用回数や利用人数に関わらず、減免決定書単位で1件としている。

全 17 施設のうち、監査対象期間中に減免措置があったのは 10 施設であり、7 施設では事例がなかった。

入園料や観覧料などの貸室使用以外の利用が多い施設で減免件数が多く、帯広市動物園が 310 件、帯広百年記念館が 250 件、帯広市児童会館が 167 件であった。

次に、減免登録団体の状況は、表5のとおりである。

表5 減免登録団体の状況

施設名	登録要件	登録団体数	
		免除	減額
森の交流館・十勝	<b>【免除登録団体】</b> 1 市の事業に関連し、国際交流等の増進に寄与する団体 2 国際姉妹都市等の諸外国との親善交流に関する団体 <b>【減額登録団体】</b> 1 国際交流等の活動を行う十勝に在住する外国人で構成する団体 2 国際交流等を行う十勝管内の高等学校で構成する連合体	2	1
帯広市児童会館	<b>【免除登録団体】</b> 1 青少年の科学知識の普及啓発又は児童の健全育成又は情操の養育を目的として設立され、かつ、児童会館の行う事業に協力する団体であって、主として市内の児童又は青少年で組織されているもの 2 野草園の管理運営に協力する団体	2	—
おびひろグリーンステージ	<b>【減額登録団体】</b> （次のすべてに該当する団体） 1 過半数の市民によって構成された文化団体で過去1年以上継続して活動していること 2 規約、役員名簿等を備えた団体であること 3 営利を目的とした団体でないこと	—	1
帯広百年記念館	<b>【減額登録団体】</b> （次のすべてに該当する団体） 1 芸術文化等の創造活動を目的とした、十勝圏域住民10名以上の団体であること 2 規約及び規則等を備え、構成員の役割が明確にされている団体であること 3 営利を目的とした団体でないこと 4 帯広百年記念館の創造活動センターを主たる活動の場として使用すること 5 1年間に12回以上の活動を行っていること	—	14
帯広市動物園	<b>【免除登録団体】</b> 1 社会福祉事業を行う十勝管内の施設 2 十勝管内のことばの教室等の団体 3 病院	104	—
計		108	16
		124	

(注) 登録団体数は、平成29年9月30日現在である。

規則で減免登録団体の登録について規定されているのは5施設であり、免除登録団体として登録されているのは3施設 108 団体、減額登録団体として登録されているのは3施設 16 団体であり、合計 124 団体である。

この登録手続については、登録要件を確認することができる関係書類の提出を受けて内容を審査のうえ決定し、登録団体名を公示していた。

## 【監査結果2】

使用料の減免の事務手続が適正に行われているかについて監査を行った結果、減免登録団体の登録手続、減免の取扱いが公平に行われているかについては適正に行われていたが、減免決定事務について以下のとおり改善又は検討を要する事項があった。

### (1) 減免申請の審査で確認が不十分だったもの

ア 動物園入園料について、「市が共催する行事等で利用する場合」を理由とした減額にあたり、共催の事実の確認が不十分なまま減額決定していた。

### (2) 規則で定められた減免決定通知を行っていないもの

ア 森の交流館・十勝、帯広市児童会館、おびひろグリーンステージ及び帯広百年記念館において、減免登録団体が減免を受けようとする場合、規則では団体からの減免申請書の提出を求めていることから、団体への書面による減免決定通知を行っていなかった。

## 3 使用料の減免額の算定に誤りはないか。

条例等に定める使用料の算定は適正に行われているか、減免額の算定は適正に行われているかについて監査を行った。

## 【監査結果3】

使用料の減免額の算定に誤りはないかについて監査を行った結果、適正に事務処理が行われていた。

#### 4 委託契約は適正に行われているか、また、委託先に対する必要な検査を行っているか。

委託契約締結にあたり、法令等に基づく必要な手続を行っているか、規則や契約書等に基づき、収納した現金が適正に払い込まれているか、契約書等に定める検査を適切に行っているかについて監査を行った。

地方自治法施行令第158条第1項では、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、使用料、手数料等について、私人にその徴収及び収納の事務を委託できると規定している。

また、帯広市会計規則第38条では、上記の委託契約を締結しようとするときには、会計管理者と協議の上市長決裁を受けなければならないと規定している。

使用料の徴収又は収納委託を行っている施設については、表6のとおりである。

表6 徴収又は収納委託を行っている施設

施設名	委託内容		委託先
	徴収	収納	
帯広市グリーンプラザ	○	—	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
帯広市八千代公共育成牧場	○	—	株式会社 帯広市農業振興公社
学校開放事業施設 (屋内水泳プールのみ)	—	○	太平ビルサービス株式会社帯広営業所 (豊成小・光南小) 株式会社ベルックス帯広営業所 (啓西小)
帯広市民ギャラリー	○	—	帯広ビル管理株式会社
帯広市動物園	—	○	有限会社 クリーン・ケアシステム

法令等に基づき使用料の徴収又は収納委託を行っているのは5施設であり、徴収委託を行っているのは3施設、収納委託を行っているのは2施設であった。

これらの施設では、徴収又は収納委託を行うにあたり会計管理者と協議を行い、決裁を受けた後、委託契約を締結し告示を行っていた。また、委託契約には、使用料の払込方法や現金出納簿等の保管方法を規定するほか、毎月の報告について定めていた。

#### 【監査結果4】

**委託契約は適正に行われているか、また、委託先に対する必要な検査を行っているかについて監査を行った結果、おおむね適正に行われていたが以下のとおり改善を要する事項があった。**

##### (1) 委託契約書で定められたとおりの報告を受けていないもの

ア 動物園入園料及び有料遊具使用料の収納委託にあたり、委託契約書の仕様書で翌月5日までに現金出納簿の写しを提出することと定めているが、4月分を5月分とあわせて6月に提出を受けていた。

## 第8 監査結果に関する意見

公の施設における使用料の減免について監査した結果、条例等に基づき、おおむね適正に行われていることが認められました。

しかしながら、一部の施設において減免基準が整備されていないものや減免決定時における要件の審査が不十分なものがありました。また、減免登録団体などが施設を利用する場合、減免申請手続が簡素化されていることから、本来は減免決定の通知を行うべきところ、これを省略しているものも見受けられました。

こうしたことから、減免決定においては、審査に万全を期されますとともに、減免決定の通知については、実態などを十分に考慮したうえで、より効率性を踏まえた手法を検討されますことを望みます。

使用料の減免は、公益上の必要性や負担能力などに応じて行う特例的な措置であり、公平かつ公正に取扱う必要がありますことから、その判断の基礎となる減免基準の整備を図るなど、社会情勢や市民ニーズに適応した制度運用がなされますよう期待いたします。

(資料)

施設別の減免基準 (注1)

施設名(注2)	市が主催	市が委託	管内の町村が主催	市内の小中学校等(注3)	管内の小中学校等(注3)	帯広南商業高等学校	免除登録団体	中心市街地活性化寄与行事等	都市農村交流の地域行事等	納付する資力なし	特に認めた場合	市が共催	管内の町村が共催	市内の高校(南商以外)	管内の高校	減額登録団体
森の交流館・十勝	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	○	△	—	△	△	△
火葬場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
墓地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
グリーンプラザ	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	—
生活館	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	—
保健福祉センター	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	—
健康増進センター	◎	—	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	—
児童会館	入場料	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	—	—	—	—	—
	第1講堂及び実習室	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	△	—	△	—	—
	宿泊料	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	—	—	—	—	—
駅北多目的広場	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	—	○	△	—	△	—	—
ふれあい広場 (愛国・大正・幸福)	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	◎	—	○	△	—	△	—	—
八千代公共育成牧場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
都市公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
学校開放事業施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
おびひろグリーン ステージ	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	△ (注6)
帯広市民ギャラリー	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	○	△	—	△	—	—
帯広百年記念館	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—	○	△	△	◎	◎	△
動物園	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	○	△	—	△	—	—

(注1) 本表は、各施設の条例及び規則で定められた減免基準に基づき整理したものである。  
(注2) 施設の名称は、一部省略又は短縮している場合がある。  
(注3) 小中学校等とは、幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校をいう。  
(注4) 小学校又は中学校の児童生徒及びその引率教員等が宿泊する場合  
(注5) 小学校又は中学校の児童生徒を引率する教員等が宿泊する場合  
(注6) 営利目的事業や入場料収入がある場合、減免にならない場合がある。  
(注7) ◎は免除、○は免除又は減額、△は減額で表している。